

兵庫労働局 発表

平成22年10月29日

担当
兵庫労働局職業安定部職業対策課
課長 下村 秀樹
課長補佐 片岡 善雄
高齢者対策担当官 竹内 重雄
電話 078 (367) 0810

平成22年「高齢者の雇用状況」集計結果

～「高齢者雇用確保措置」実施済み企業は約95%と進展、6月1日現在～

高齢者を65歳まで雇用するための「高齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成22年「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）の集計結果をまとめましたので、公表します。

年金の支給開始年齢引き上げを受け（平成25年4月から65歳）、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」では企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置^(注1)を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した「31人以上規模」の企業5,102社の状況をまとめたものです。なお、この取りまとめでは、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

1 高齢者雇用確保措置などの実施状況

- 高齢者雇用確保措置を「実施済み」の企業の割合は95.2%（前年比0.4ポイント上昇）。企業規模別でみると、「31～300人」規模の中小企業は94.8%（同0.4ポイント上昇）。うち「31～50人」の企業は91.3%だが、前年からは0.2ポイントと若干の低下を見た。一方、「301人以上」の大企業は99.1%（同0.7ポイント上昇）となっている。【別表1】
- 「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」の割合は46.1%（同1.7ポイント上昇）。企業規模別では、「31～50人」が55.2%（同2.4ポイント上昇）と最も多く、「51～300人」は44.7%（1.7ポイント上昇）、「301人以上」は21.6%（同1.3ポイント低下）となっており、特に中小企業での取り組みが進んでいる。【別表4】
- 「70歳まで働ける企業」の割合は16.6%（同0.7ポイント上昇）。企業規模別では、「31～300人」の中小企業は17.3%（同0.7ポイント上昇）で、うち「31～50人」では18.9%（同0.2ポイント低下）。一方、「301人以上」の大企業は9.6%（同0.8ポイント上昇）。【別表5】

2 定年到達者の継続雇用状況

- 過去1年間に定年を迎えた人（15,812人）のうち、継続雇用された人は11,845人（74.9%）、基準^(注2)に該当せず離職した人は191人（1.2%）。希望者全員の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を

迎えた人（4,569人）のうち、継続雇用された人は3,927人（85.9%）。基準該当者の継続雇用制度により確保措置を講じている企業では、過去1年間に定年を迎えた人（9,708人）のうち、継続雇用された人は6,696人（69.0%）、基準に該当せず離職した人は187人（1.9%）。【別表6】

3 高年齢者雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の動向

- 60～64歳の常用労働者数は63,726人で、前年より8,041人（14.4%）の増加。
義務化前の平成17年とでは、比較可能な51人以上規模の企業で比較すると、26,543人から57,634人と2倍以上（217.1%）の増加。
- 65歳以上の常用労働者数は24,090人で、前年より1,702人（7.6%）の増加。
51人以上規模の企業で義務化前と比較すると、8,500人から21,250人と250.0%の増加となっている。【別表7】

<今後の取り組み>

厚生労働省では平成22年度末を目途に、高年齢者雇用確保措置の定着を図るとともに、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合を50%、企業の実情に応じた何らかの仕組みで70歳まで働ける企業の割合を20%とすることを目指し、次のような取り組みを進めていきます。

- 高年齢者雇用確保措置をまだ実施していない企業に対し、兵庫労働局、ハローワークによる強力な個別指導を実施する。
- 「希望者全員が65歳まで働ける制度」の導入に取り組むよう、企業に積極的に働きかける。
- 「定年引上げ等奨励金」の活用などにより、「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

<集計対象>

31人以上規模の企業 5,102社

中小企業（31～300人規模）：4,643社

（うち31～50人規模：1,726社、51～300人規模：2,917社）

大企業（301人以上規模）：459社

（注1）定年の引き上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引き上げに合わせて平成25年4月までに段階的に引き上げられ、平成22年度4月1日に63歳から64歳になっている。

（注2）事業主は継続雇用制度を導入する場合、労使協定を締結した上で基準を設けることが認められている（中小企業については、平成22年度末までの間、労使協議が調わない場合に限り、労使協定によらず就業規則などで基準を定めることが特例で認められている）。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

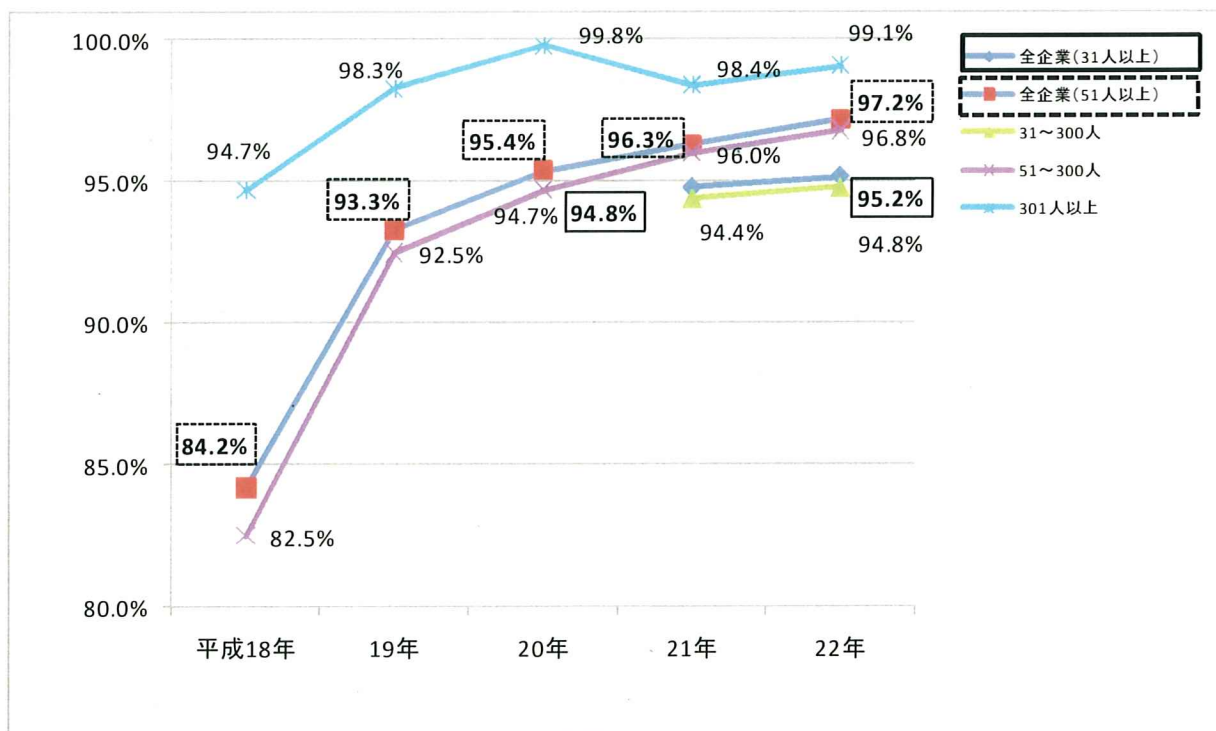
高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という。）の実施済企業の割合は95.2%（4,855社）（前年比0.4ポイントの上昇）、51人以上規模の企業で97.2%（3,280社）（同0.9ポイントの上昇）となっている。

一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は4.8%（247社）（同0.4ポイントの低下）、51人以上規模の企業で2.8%（96社）（同0.9ポイントの低下）となっている。

平成22年4月1日より、雇用確保措置の義務年齢が63歳から64歳に引き上げられる一方で、企業における雇用確保措置は着実に進展している（別表1）。

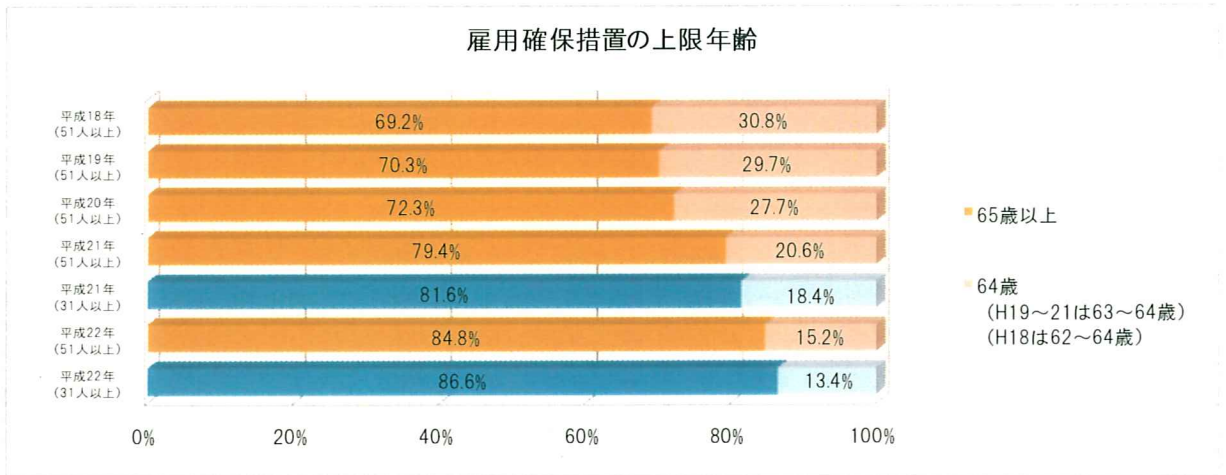
(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では99.1%（455社）（同0.7ポイントの上昇）、中小企業では94.8%（4,400社）（同0.4ポイントの上昇）となっている。大企業のほとんどが雇用確保措置を実施している一方で、中小企業では特に、31～50人規模企業で若干の実施割合の低下が見られる（別表1）。



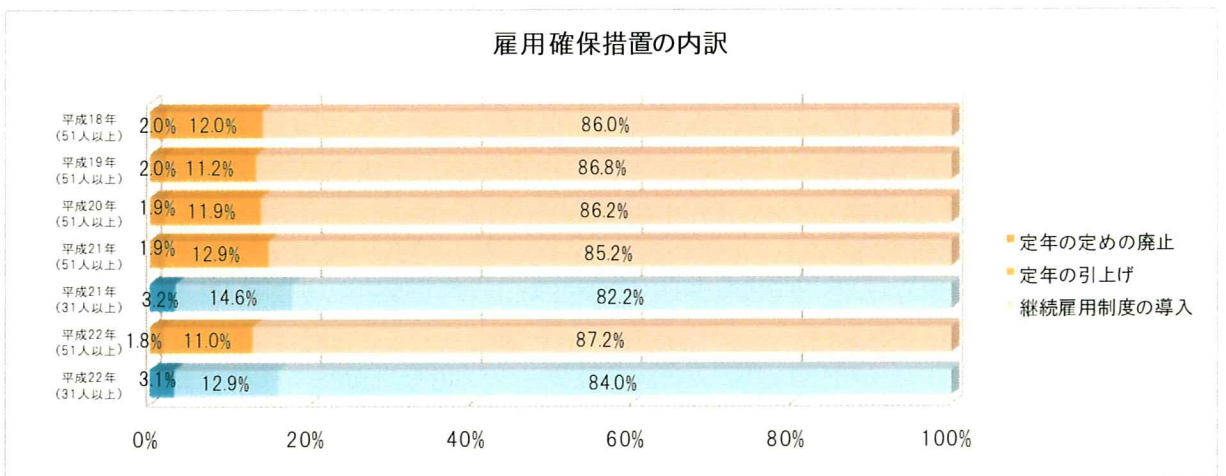
(3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢としている企業は13.4%（652社）（51人以上規模の企業で15.2%（499社）となる一方、法の義務化スケジュールより前倒しして65歳以上を上限年齢としている企業（定年の定めのない企業を含む。）は86.6%（4,203社）（同5.0ポイントの上昇）となっている（別表3-1）。



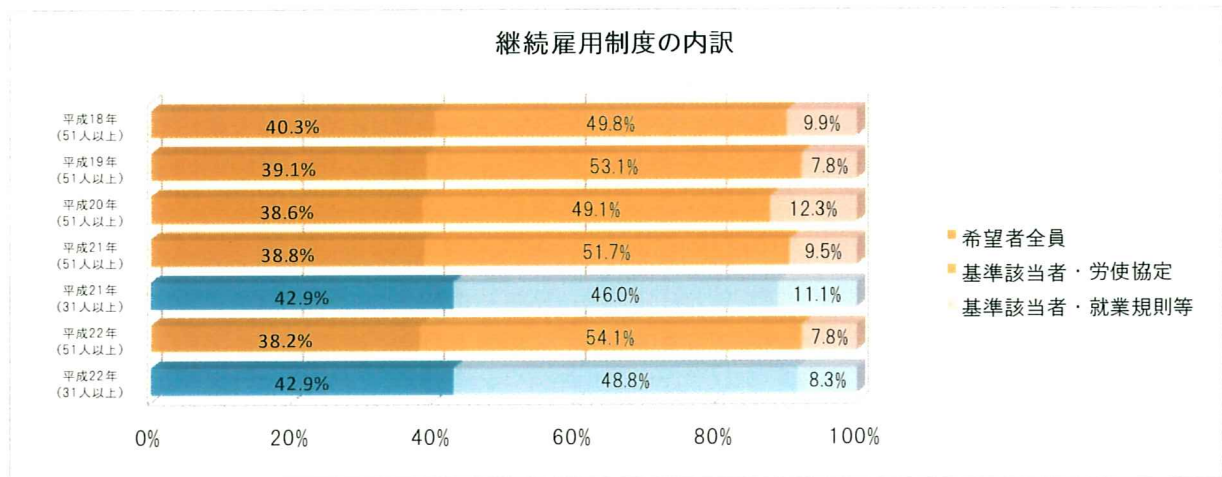
(4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、「定年の定め廃止」により雇用確保措置を講じている企業は3.1%（152社）（同0.1ポイントの低下）、「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は12.9%（627社）（同1.7ポイントの低下）、「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は84.0%（4,076社）（同1.8ポイントの上昇）となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が増している。（別表3-2）。



(5) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業（4,076社）のうち、希望者全員を対象とする継続雇用制度を導入している企業は42.9%（1,748社）（前年同水準）、対象者となる高年齢者に係る基準を労使協定で定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は48.8%（1,988社）（同2.8ポイントの上昇）、労使協定の締結に向けて努力したにもかかわらず協議が調わず、法に基づく特例措置により就業規則等で基準を定め、当該基準に基づく継続雇用制度を導入している企業は8.3%（340社）（同2.8ポイントの低下）となっている（別表3-3）。

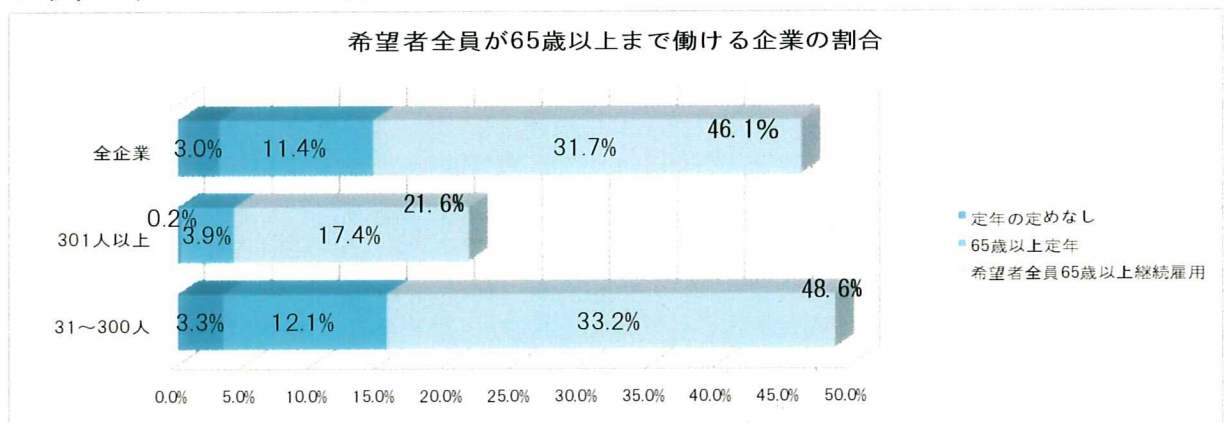


2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は46.1% (2,354社) (同1.7ポイントの上昇) となっている。

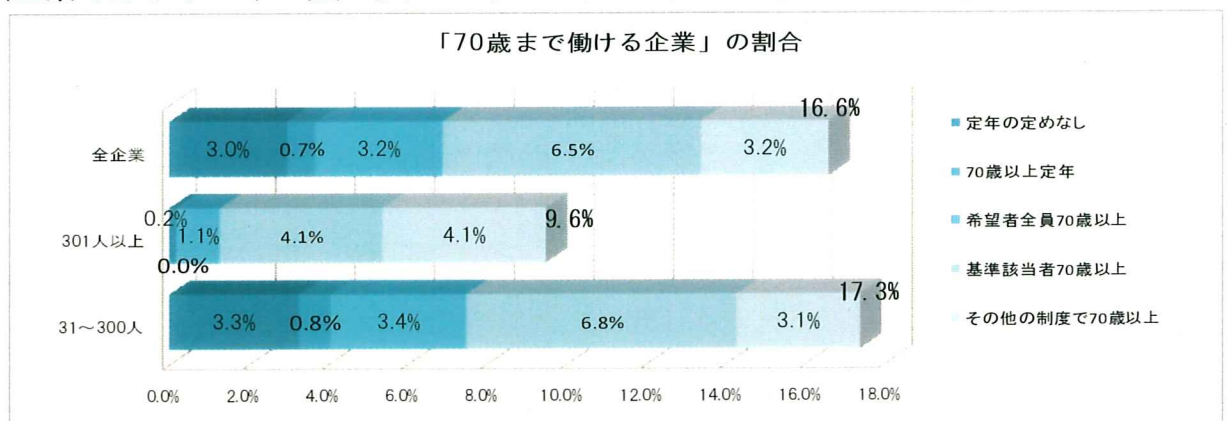
企業規模別に見ると、中小企業では48.6% (2,255社) (同2.1ポイント上昇)、大企業では21.6% (99社) (同1.3ポイント低下) となっており、特に中小企業での取組が進んでいる。(別表4)。



(2) 「70歳まで働ける企業」の状況

「70歳まで働ける企業」の割合は16.6% (849社) (同0.7ポイントの上昇) となっている。

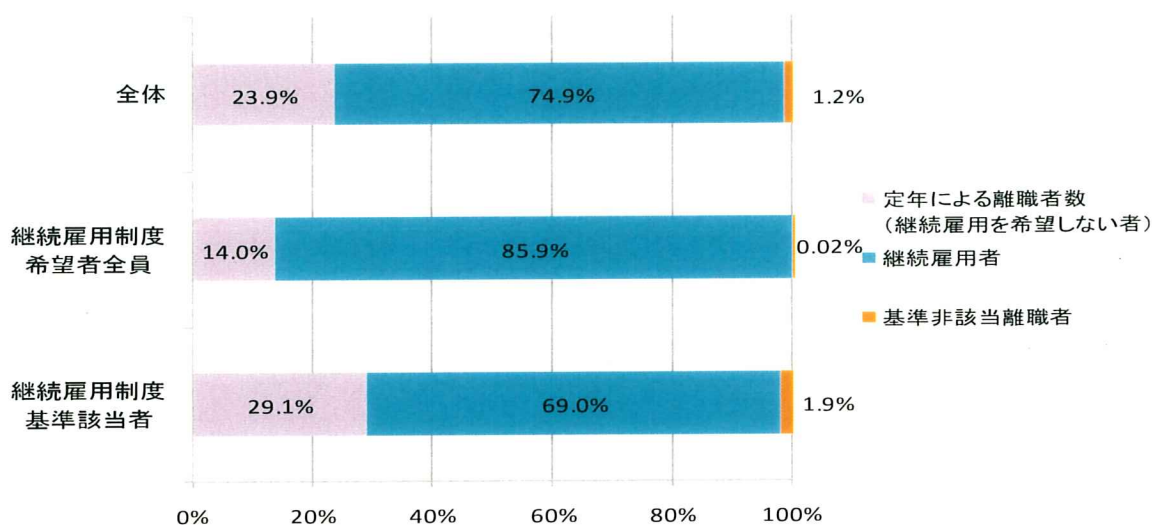
企業規模別に見ると、中小企業では17.3% (805社) (同0.7ポイント上昇)、大企業では9.6% (44社) (同0.8ポイント上昇) となっている (別表5)。



3 定年到達者の動向

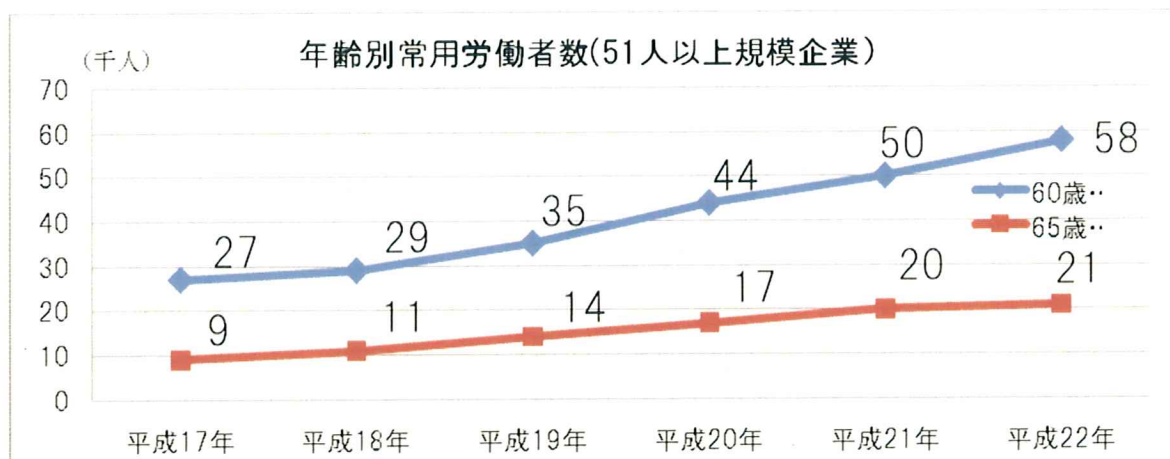
過去1年間の定年到達者（15,812人）のうち、継続雇用された者の数（割合）は11,845人（74.9%）、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は191人（1.2%）、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は98.4%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は1.6%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者4,569人のうち、継続雇用された者の数（割合）は3,927人（85.9%）となっている。基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者9,708人のうち、継続雇用された者の数（割合）は6,696人（69.0%）、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は187人（1.9%）となっている（別表6）。



4 雇用確保措置の義務化後の高齢労働者の動向

- ・ 31人以上規模企業における60歳～64歳の常用労働者数は6万4千人(同14.4%増加)。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、2万7千人から5万8千人に増加(117.1%の増加)
- ・ 31人以上規模企業における65歳以上の常用労働者数は2万4千人(同7.6%増加)。51人以上規模の企業では、雇用確保措置の義務化前(平成17年)と比較すると、9千人から2万1千人に増加(150.0%の増加)と、高齢労働者は引き続き増加傾向にある。(別表7)



5 今後の取組

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置は着実に進展しているが、未実施企業が 247 社あることから、引き続き、兵庫労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図る。

(2) 希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業の普及

平成 25 年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が 65 歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60 歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が 65 歳以上まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行う。

(3) 「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の 65 歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65 歳までの雇用確保を基盤として「70 歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組む。

表1 雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施済み		②未実施		①+②合計	
31~300人	4,400	(4,254)	243	(252)	4,643	(4,506)
	94.8%	(94.4%)	5.2%	(5.6%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	1,575	(1,478)	151	(137)	1,726	(1,615)
	91.3%	(91.5%)	8.7%	(8.5%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	2,825	(2,776)	92	(115)	2,917	(2,891)
	96.8%	(96.0%)	3.2%	(4.0%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	455	(438)	4	(7)	459	(445)
	99.1%	(98.4%)	0.9%	(1.6%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	4,855	(4,692)	247	(259)	5,102	(4,951)
	95.2%	(94.8%)	4.8%	(5.2%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	3,280	(3,214)	96	(122)	3,376	(3,336)
	97.2%	(96.3%)	2.8%	(3.7%)	100.0%	(100.0%)

(注)()内は、平成21年6月1日現在の数値。表1~5において同じ。

表2 規模別・産業別実施状況

(%)

規模別		①実施済企業割合		②未実施企業割合					
規模別	31~50人	91.3%	(91.5%)	8.7%	(8.5%)				
	51~100人	95.9%	(94.6%)	4.1%	(5.4%)				
	101~300人	98.0%	(97.9%)	2.0%	(2.1%)				
	301~500人	99.1%	(97.7%)	0.9%	(2.3%)				
	501~1,000人	99.3%	(98.6%)	0.7%	(1.4%)				
	1,001人以上	98.9%	(100.0%)	1.1%	(-)				
	合計	95.2%	(94.8%)	4.8%	(5.2%)				
産業別		31人以上		51人以上		31人以上		51人以上	
	農、林、漁業	76.5%	(80.0%)	90.0%	(90.9%)	23.5%	(20.0%)	10.0%	(9.1%)
	鉱業、採石業、砂利採取業	100.0%	(100.0%)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	建設業	95.0%	(95.9%)	93.2%	(94.2%)	5.0%	(4.1%)	6.8%	(5.8%)
	製造業	96.3%	(96.3%)	98.0%	(97.5%)	3.7%	(3.7%)	2.0%	(2.5%)
	電気・ガス・熱供給・水道業	100.0%	(100.0%)	-	(-)	-	(-)	-	(-)
	情報通信業	86.8%	(89.5%)	93.3%	(93.9%)	13.2%	(10.5%)	6.7%	(6.1%)
	運輸、郵便業	94.2%	(94.6%)	97.0%	(97.0%)	5.8%	(5.4%)	3.0%	(3.0%)
	卸売業、小売業	93.3%	(91.8%)	95.7%	(94.6%)	6.7%	(8.2%)	4.3%	(5.4%)
	金融業、保険業	100.0%	(100.0%)	100.0%	(100.0%)	-	(-)	-	(-)
	不動産業、物品賃貸業	95.9%	(89.6%)	100.0%	(98.0%)	4.1%	(10.4%)	-	(2.0%)
	学術研究、専門・技術サービス業	93.9%	(92.9%)	95.5%	(98.4%)	6.1%	(7.1%)	4.5%	(1.6%)
	宿泊業、飲食サービス業	97.3%	(94.9%)	99.0%	(95.6%)	2.7%	(5.1%)	1.0%	(4.4%)
	生活関連サービス業、娯楽業	96.0%	(92.6%)	96.9%	(92.7%)	4.0%	(7.4%)	3.1%	(7.3%)
	教育、学習支援業	92.5%	(94.3%)	98.0%	(96.9%)	7.5%	(5.7%)	2.0%	(3.1%)
	医療、福祉	96.6%	(95.9%)	97.7%	(96.1%)	3.4%	(4.1%)	2.3%	(3.9%)
	複合サービス事業	96.6%	(100.0%)	95.5%	(100.0%)	3.4%	(-)	4.5%	(-)
	サービス業(他に分類されないもの)	94.6%	(95.2%)	96.8%	(96.2%)	5.4%	(4.8%)	3.2%	(3.8%)
公務・その他	-	(100.0%)	-	(100.0%)	-	(-)	-	(-)	
合計	95.2%	(94.8%)	97.2%	(96.3%)	4.8%	(5.2%)	2.8%	(3.7%)	

表3-1 雇用確保措置実施企業における上限年齢の内訳

(社、%)

	①65歳以上 (含定年制なし)		②64歳 (H21年は63~64歳)		①+②合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
31~300人	3,852	(3,544)	548	(710)	4,400	(4,254)
	87.5%	(83.3%)	12.5%	(16.7%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	1,422	(1,278)	153	(200)	1,575	(1,478)
	90.3%	(86.5%)	9.7%	(13.5%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	2,430	(2,266)	395	(510)	2,825	(2,776)
	86.0%	(81.6%)	14.0%	(18.4%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	351	(286)	104	(152)	455	(438)
	77.1%	(65.3%)	22.9%	(34.7%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	4,203	(3,830)	652	(862)	4,855	(4,692)
	86.6%	(81.6%)	13.4%	(18.4%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	2,781	(2,552)	499	(662)	3,280	(3,214)
	84.8%	(79.4%)	15.2%	(20.6%)	100.0%	(100.0%)

表3-2 雇用確保措置実施企業における措置内容の内訳

(社、%)

	①定年の定め廃止		②定年の引上げ		③継続雇用制度の導入		①+②+③合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
31~300人	151	(150)	607	(655)	3,642	(3,449)	4,400	(4,254)
	3.4%	(3.5%)	13.8%	(15.4%)	82.8%	(81.1%)	100.0%	(100.0%)
31~50人	93	(91)	266	(267)	1,216	(1,120)	1,575	(1,478)
	5.9%	(6.1%)	16.9%	(18.1%)	77.2%	(75.8%)	100.0%	(100.0%)
51~300人	58	(59)	341	(388)	2,426	(2,329)	2,825	(2,776)
	2.1%	(2.1%)	12.1%	(14.0%)	85.9%	(83.9%)	100.0%	(100.0%)
301人以上	1	(1)	20	(28)	434	(409)	455	(438)
	0.2%	(0.2%)	4.4%	(6.4%)	95.4%	(93.4%)	100.0%	(100.0%)
31人以上 総計	152	(151)	627	(683)	4,076	(3,858)	4,855	(4,692)
	3.1%	(3.2%)	12.9%	(14.6%)	84.0%	(82.2%)	100.0%	(100.0%)
51人以上 総計	59	(60)	361	(416)	2,860	(2,738)	3,280	(3,214)
	1.8%	(1.9%)	11.0%	(12.9%)	87.2%	(85.2%)	100.0%	(100.0%)

表3-3 継続雇用制度の内訳

(社、%)

	①希望者全員		②基準該当者		①+②合計	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
31~300人	1,658	(1,558)	1,984	(1,891)	3,642	(3,449)
	45.5%	(45.2%)	45.1%	(42.4%)	9.3%	(12.4%)
31~50人	656	(592)	560	(528)	1,216	(1,120)
	53.9%	(52.9%)	36.3%	(32.1%)	9.7%	(15.0%)
51~300人	1,002	(966)	1,424	(1,363)	2,426	(2,329)
	41.3%	(41.4%)	49.5%	(47.4%)	9.2%	(11.2%)
301人以上	90	(96)	344	(313)	434	(409)
	20.7%	(23.5%)	79.3%	(76.5%)	—	(—)
31人以上 総計	1,748	(1,654)	2,328	(2,204)	4,076	(3,858)
	42.9%	(42.9%)	48.8%	(46.0%)	8.3%	(11.1%)
51人以上 総計	1,092	(1,062)	1,768	(1,676)	2,860	(2,738)
	38.2%	(38.8%)	54.1%	(51.7%)	7.8%	(9.5%)

※ 301人以上規模の企業においては、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定によらず就業規則等で定めることができるとする経過措置は平成21年3月31日が終期となっていることから、就業規則で基準を定めている企業については、雇用確保措置未実施企業とみなされるため、本欄には計上されていない。

表4 65歳以上まで希望者全員が働ける企業の状況

(社、%)

				合計	報告した全ての企業
	定年の定めなし	65歳以上定年	希望者全員 65歳以上 継続雇用		
31～300人	151 (150)	564 (537)	1,540 (1,410)	2,255 (2,097)	4,643 (4,506)
	3.3% (3.3%)	12.1% (11.9%)	33.2% (31.3%)	48.6% (46.5%)	100.0% (100.0%)
31～50人	93 (91)	247 (224)	612 (537)	952 (852)	1,726 (1,615)
	5.4% (5.6%)	14.3% (13.9%)	35.5% (33.3%)	55.2% (52.8%)	100.0% (100.0%)
51～300人	58 (59)	317 (313)	928 (873)	1,303 (1,245)	2,917 (2,891)
	2.0% (2.0%)	10.9% (10.8%)	31.8% (30.2%)	44.7% (43.0%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1)	18 (23)	80 (78)	99 (102)	459 (445)
	0.2% (0.2%)	3.9% (5.2%)	17.4% (17.5%)	21.6% (22.9%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	152 (151)	582 (560)	1,620 (1,488)	2,354 (2,199)	5,102 (4,951)
	3.0% (3.0%)	11.4% (11.3%)	31.8% (30.1%)	46.1% (44.4%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	59 (60)	335 (336)	1,008 (951)	1,402 (1,347)	3,376 (3,336)
	1.7% (1.8%)	9.9% (10.1%)	29.9% (28.5%)	41.5% (40.4%)	100.0% (100.0%)

表5 「70歳まで働ける企業」の状況

(社、%)

			継続雇用制度			合計	報告した全ての企業
	定年の定めなし	70歳以上定年	希望者全員 70歳以上	基準該当者 70歳以上	その他の制度で70歳以上		
31～300人	151 (150)	37 (33)	159 (128)	315 (295)	143 (141)	805 (747)	4,643 (4,506)
	3.3% (3.3%)	0.8% (0.7%)	3.4% (2.8%)	6.8% (6.5%)	3.1% (3.1%)	17.3% (16.6%)	100.0% (100.0%)
31～50人	93 (91)	20 (18)	70 (50)	107 (105)	36 (45)	326 (309)	1,726 (1,615)
	5.4% (5.6%)	1.2% (1.1%)	4.1% (3.1%)	6.2% (6.5%)	2.1% (2.8%)	18.9% (19.1%)	100.0% (100.0%)
51～300人	58 (59)	17 (15)	89 (78)	208 (190)	107 (96)	479 (438)	2,917 (2,891)
	2.0% (2.0%)	0.6% (0.5%)	3.1% (2.7%)	7.1% (6.6%)	3.7% (3.3%)	16.4% (15.2%)	100.0% (100.0%)
301人以上	1 (1)	0 (0)	5 (7)	19 (16)	19 (15)	44 (39)	459 (445)
	0.2% (0.2%)	— (—)	1.1% (1.6%)	4.1% (3.6%)	4.1% (3.4%)	9.6% (8.8%)	100.0% (100.0%)
31人以上 総計	152 (151)	37 (33)	164 (135)	334 (311)	162 (156)	849 (786)	5,102 (4,951)
	3.0% (3.0%)	0.7% (0.7%)	3.2% (2.7%)	6.5% (6.3%)	3.2% (3.2%)	16.6% (15.9%)	100.0% (100.0%)
51人以上 総計	59 (60)	17 (15)	94 (85)	227 (206)	126 (111)	523 (477)	3,376 (3,336)
	1.7% (1.8%)	0.5% (0.5%)	2.8% (2.5%)	6.7% (6.2%)	3.7% (3.3%)	15.5% (14.3%)	100.0% (100.0%)

(注)「その他の制度で70歳以上」とは、希望者全員や基準該当者を70歳以上まで継続雇用する制度は導入していないが、企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度がある場合を指す。

表6 定年到達者の状況

(人、%)

	定年到達者 総数	定年による離職者数 (継続雇用を希望し ない者)		継続雇用を 希望した者	継続雇用者		継続雇用を希望した が基準に該当しない ことによる離職者		継続雇用 の終了によ る離職者	
31人以上規模 企業合計	15,812人	3,776人	23.9%	12,036人	76.1% (100%)	11,845人	74.9% (98.4%)	191人	1.2% (1.6%)	3,573人
希望者全員の継 続雇用制度によ り確保措置を講じ ている企業	4,569人	641人	14.0%	3,928人	86.0% (100%)	3,927人	85.9% (100.0%)	1人	0.02% (0.03%)	708人
基準該当者の継 続雇用制度によ り確保措置を講じ ている企業	9,708人	2,825人	29.1%	6,883人	70.9% (100%)	6,696人	69.0% (97.3%)	187人	1.9% (2.7%)	2,663人

(注) 括弧内は継続雇用を希望した者に占める割合。

(注) 括弧内は継続雇用を希望した者に占める割合。平成22年6月1日時点では定年制がなかった場合や希望者全員の継続雇用制度を設けていた企業でも、過去1年間においてそうでなかった場合には定年退職者や基準非該当離職者が生じていた場合もある。

表7 年齢別常用労働者数

(人)

		年齢計		60～64歳		65歳以上	
5 1 人 以 上 規 模 企 業	平成17年	601,975人	(100.0)	26,543人	(100.0)	8,500人	(100.0)
	平成18年	644,224人	(107.0)	28,947人	(109.1)	10,716人	(126.1)
	平成19年	659,655人	(109.6)	34,553人	(130.2)	13,542人	(159.3)
	平成20年	711,828人	(118.2)	44,166人	(166.4)	17,416人	(204.9)
	平成21年	735,619人	(122.2)	50,323人	(189.6)	19,746人	(232.3)
	平成22年	765,638人	(127.2)	57,634人	(217.1)	21,250人	(250.0)
3 1 人 以 上 規 模 企 業	平成21年	799,715人	(100.0)	55,685人	(100.0)	22,388人	(100.0)
	平成22年	833,857人	(104.3)	63,726人	(114.4)	24,090人	(107.6)

(注) 括弧内は平成17年を100とした場合の比率(31人以上は平成21年を100とした場合の比率)